

学生及び保護者・学費負担者の皆様

新型コロナウイルス感染症等予防のための学生生活ガイドライン ver3
(2024年7月17日より実施)

校 長

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されました。同日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本となっています。本校もそれに合わせ、個人が自主的に感染対策に取り組んで頂くこととしましたが、令和6年7月に再び、感染が拡大してきたことや、感染力の強い感染症であることを踏まえ、第5類移行後の生活様式の変化に合わせて以下のように感染防止対策を実施いたしますので、ご協力の程お願い致します。

I. 感染対策について

1. 十分な換気

感染拡大時（発熱などの欠席者が複数名いる場合）には、可能な限り常時（エアコン稼働時も同様）換気を行うこと。教室などにおいては、出入口を20cm程度、窓を10cm程度開けておくこと。換気装置もONとしておく。常時換気が困難な場合は、こまめに換気を行うこと。

2. 手洗い励行

こまめな手洗いと手指消毒すること。教室入口、共用施設入口などでの消毒液の配備は継続するので活用すること。特に、情報処理演習室、実験室など共有物品に触れた際は授業前後に、また、食事の前後についても手洗いをすること。

3. 咳エチケットの継続、必要に応じたマスクの着用

マスク、ハンカチ、ティッシュを携帯し、咳エチケットを守ること。感染が拡大している状況ではマスクの着用を教職員が求めることがある。感染拡大時は、通学で電車、バス等の公共交通機関を利用する場合、車内では感染リスクを下げるマスク着用を推奨する。

4. 健康管理の継続

登校前に「発熱等の風邪症状」（37.5度以上の発熱、のどの痛み、咳、強い倦怠感や息苦しさ、寒気、筋肉痛、味覚異常、嗅覚異常、頭痛、嘔吐、下痢などの健康上の不調）がないことを確認し、異常がある場合は、登校を取りやめ、必要に応じて医療機関を受診すること。

5. 身近に感染者が発生した場合の対応

同居家族等、身近な者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、まず、可能であれば部屋を分け、感染した家族等の世話はできるだけ限られた者で行うことを勧める。その上で、外出する場合は、発症日を0日として、特に5日間は自身の体調に注意すること（7日目までは発症する可能性があることに留意する）。この間は、手洗い等や換気等の基本的感染対策のほか、ウイルス排出の可能性があることから、高齢者等ハイリスク者と接触は控える、不織布マスクの着用や食事中など周りの方へうつさないように配慮を行い、自身が感染していた場合でも感染の拡大につながらないような行動を心掛けること。

6. 課外活動（クラブ活動）での感染対策

クラブ活動等においては、上記1～5の対策をとりつつ活動を行う。コロナ感染対策に係る同意書、チェックシートの提出は求めない。各種大会では、大会主催者の指示に従うこと。

7. 寮生活での感染対策

基本的には、上記1～5の対策をとるが、集団生活の場であるため、寮としての感染防止対策を別途定めるので、それに従うこと。

8. 研究活動での感染対策

基本的には、上記1～5の対策を取りながら研究活動を実施すること。海外への渡航などは特に制限しないが、感染拡大地域への渡航の際には、帰国後の健康観察に特に留意すること。